

亀山市告示第234号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成28年12月14日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11146
- 3 路線名 能褒野東線
- 4 供用開始の区間
(1) 起点 能褒野町字能褒野3番1地先
(2) 終点 能褒野町字能褒野3番29地先
- 5 供用開始の期日 平成28年12月14日